

令和2年度 リサイクル製品等認定制度 認定事業所

高知県リサイクル製品等認定制度の概要

高知県では、廃棄物の発生抑制やリサイクル産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための方策として「高知県リサイクル製品等認定制度」を平成16年度から実施しております。

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で優れた成果を挙げている県内の「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた「エコショップ」について県が認定を行います。

令和2年度は、環境配慮型事業所を1件認定しました。

令和2年度新規認定環境配慮型事業所

- 認定番号 18
- 認定区分 環境にやさしい事業所
- 認定事業所 株式会社リサイクル高知
- 事業所所在地 高知市仁井田4613-2

事業所から出るごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動を実践し、環境保全活動や環境への負荷を低減する取組を行い、著しい成果を上げている事業所を指します。

○取組の概要

リサイクル率100%を目指し、廃木材や廃石膏ボードの再資源化に取り組んでおり、廃棄物の発生抑制に貢献しています。

廃木材チップを発電用燃料に使用する事業所において、燃料費削減効果が得られるとともに、廃石膏ボードリサイクルにより、管理型産業廃棄物最終処分場への搬入量削減にも貢献しています。



高知県リサイクル製品等
認定制度シンボルマーク

認定日：令和3年1月21日

認定期間：3年

(認定日から3年を経過した日の属する年度末まで)

担当課：林業振興・環境部環境対策課

連絡先：TEL 088-821-4524